

控 訴 状

平成23年2月21日

広島高等裁判所 御中

控訴人 原告選定当事者 村井正治

〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町55番地902号(送達場所)

控訴人（原告選定当事者） 村井 正治

電話 03-3256-6866

〒740-0022 山口県岩国市■■■■■■■（送達場所）

被控訴人（被告） ■■■■■■■■■■

代表者 ■■■■■■■■■■

電話 0827-00-0000 FAX 0827-00-0000

損害賠償等請求事件

訴訟の金額 金00,000,000円

貼用印紙額 金000,000円

予納郵券 金 0,000円

前記当事者間の山口地方裁判所岩国支部平成21年（ワ）第89号 損害賠償等請求事件について、山口地方裁判所岩国支部が平成23年2月24日言い渡した後記の判決は一部不服であるから控訴を提起する。

原判決主文

原告(選定当事者)の主位的請求及び予備的請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告(選定当事者)の負担とする。

控訴の趣旨

1. 原判決(予備的請求部分のみ)を取り消す。
 2. 被控訴人は控訴人に対し
 - (1) 金0,000,000円を支払え。
 - (2) 最終購入者への売却が完了していない一区画の所有権を渡すので速やかに金00,000,000円を支払え。
 3. 訴訟費用は一、二審とも被控訴人の負担とする。
- との判決及び仮執行の宣言を求める。

控訴の理由及び新たな立証方法

1. 判決の主題の一つが初歩的な勘違いに基づく間違った計算のために完全に無効力になっており抜本的な見直しが必要である。
2. 客観的な情報の追加やしっかりした根拠に基づいた計算で真実を浮き上がらせることができる可能性が高い。(金額の間違いも散見)
3. 有力な書証を提出する。
4. 詳細は追って、控訴理由書(準備書面)および証拠申出書をもって提出する。

以上